

シーエス映画放送株式会社 放送番組の編集の基準

シーエス映画放送株式会社は、わが国の伝統的な文化に根ざし芸術性と娯楽性に富んだ映画の放送を通じて、文化の向上、公共の福祉、社会の繁栄、環境の保全、平和な社会の実現に寄与することを使命とする。我々は、この自覚に基づき、放送に際しては、民主主義の精神にしたがい、基本的人権と世論を尊び、言論および表現の自由を守り、法と秩序を尊重して、社会の信頼に応える。

【1】基本的人権を尊重する。

- 1-2 人命を重視し、個人・団体の名誉、プライバシーを尊重する。
- 1-3 人種、性別、職業、境遇、信条を如何なる理由でも差別しない。

【2】民主主義の精神に立ち社会秩序を尊重する。

- 2-2 順法の精神を尊び、非社会的行為を肯定的に取り扱ったり、いたずらに不安をあおったりしない。
- 2-3 政治及び意見の分かれる社会問題については、できるだけ多くの角度から論じ、公正な立場を守る。
- 2-4 政治に関しては公正な立場を守り、一党一派に偏重しない。
- 2-5 国際親善を害する虞れのある問題については、その取り扱いに注意する。
- 2-6 人種、民族、国家に関することを取り扱う場合は、その感情を尊重する。

【3】児童及び青少年の人格形成に対する影響を考慮し、健全な精神を尊重させるよう配慮する。

- 3-2 法律で未成年者に禁じられている行為を正当化することのないようにする。
- 3-3 未成年者による喫煙等、社会常識を逸脱した行為を正当化することのないようにする。
- 3-4 児童及び青少年の心身や品性に過度の影響を与えるような言葉や表現には格別に配慮する。
- 3-5 暴力や武力を表現するときは、児童及び青少年に影響がないように配慮する。
- 3-6 児童を出演させる場合は、児童として相応しくないことをさせない。
- 3-7 家庭生活を尊重し、これを乱すような思想を肯定的に取り扱わない。
- 3-8 性に関する事柄は、未成年者に配慮のうえ、いたずらに嫌悪感をもたらさないようにする。
- 3-9 性の表現については、視聴者に困惑・嫌悪の感じを抱かせることなく、また、青少年に有害な影響を与えることのないよう注意する。加えて、児童の保護を目的とした法律に規定された児童ポルノを映像作品化した作品は取り扱わない。

【4】家庭生活、公序良俗を乱すような思想や言動を肯定的に取り扱わない。

4-2 犯罪や賭博等、反社会的団体や反社会的行為を如何なる場合も肯定的に取り扱わない。

4-3 迷信、占い、姓名判断及びこれらに類するものを断定的並びに肯定的に取り扱わない。

【5】信教の自由や各宗教・宗派の立場を尊重し、公正な取り扱いを行う。

5-2 宗教に関する放送の中で科学を否定する可能性のあるものは慎重に取り扱う。

5-3 特定宗教のための布教及び募金活動は行わない。

【6】広告を放送するに当り、真実を伝え、視聴者に利益をもたらし、健全な社会生活に役立つものを放送する。

6-2 広告の内容、表現、取扱い等について関係法令を順守する。

6-3 広告は視聴者に誤解を与えないもの、社会的常識を持ったものを取り扱う。

6-4 広告は広告主を明らかにし、責任の所在を明確にする。

【7】ニュース報道に当たっては、事実に基づいて報道し、公正でなければならない。

【8】健全な社会の形式を損なう立場に与せず、映像手法を含む表現、あるいは取扱いに留意する。

8-2 分かりやすく適切な言葉と文字を用いるよう努める。ただし、海外より供給された映像素材を加工せずに放送する場合はこの限りではない。

8-3 著しく不快な感じや嫌悪感を与えるような表現や内容には格別に配慮する。

8-4 細かく点滅する映像や急激に変化する映像手法などについては、視聴者、特に児童や青少年の身体 への影響に十分、配慮する。

8-5 いたずらに人心に不安・動揺を与える過度の表現や内容を排する。

8-6 暴力行為は肯定的に扱わず、その表現は最小限に努める。

8-7 犯罪を肯定したり、賭博及びこれに類するものを不当に煽ったりしない。

8-8 外国作品を取り上げたり海外取材を行ったりするに当たり、時代、国情、伝統、習慣等の相違を考慮する。

8-9 時代劇等既存の映画・ドラマ等を放送するに当たり、原作通り放送している旨を明示することを条件に、著作者の立場を尊重して、可能な限り編集を行わない。

【9】一般社団法人衛星放送協会放送基準に準拠する。

【10】放送番組の編集の基準を変更した場合には、放送法第5条第2項の規定に基づき、次のいずれかの方法により速やかに公表する。

- ・シーエス映画放送株式会社が行う放送
- ・当該事項を記載した書面のシーエス映画放送株式会社の本社事務所への備置き
- ・シーエス映画放送株式会社または、チャンネルNECOのホームページ

制定 平成 8 年 3 月 13 日

改訂 平成 23 年 11 月 1 日

改訂 平成 27 年 6 月 12 日